

議案第41号

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び知事等の退職手当に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び知事等の退職手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄

中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
附 則	附 則												
1～9 略 (引き続き知事等である者の退職手当の特例)	1～9 略 (引き続き知事等である者の退職手当の特例)												
10 施行日の前日から引き続き附則第5項の規定による改正前の 知事等の退職手当に関する条例（以下この項において「旧条 例」という。）第2条に掲げる職員である者が <u>施行日から平成 21年3月31日までの間に</u> 退職した場合に支給する退職手当の額 は、次に掲げる額の合計額（退職した日が施行日の属する月で ある場合には、第1号に掲げる額）とする。 (1)及び(2) 略	10 施行日の前日から引き続き附則第5項の規定による改正前の 知事等の退職手当に関する条例（以下この項において「旧条 例」という。）第2条に掲げる職員である者が <u>施行日後に</u> 退職 した場合に支給する退職手当の額は、次に掲げる額の合計額 (退職した日が施行日の属する月である場合には、第1号に掲 げる額) とする。 (1)及び(2) 略												
別表第1（第2条、第4条関係）	別表第1（第2条、第4条関係）												
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>報酬又は給料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>知事</td><td>月額 <u>1,244,000円</u></td></tr><tr><td>副知事</td><td>月額 <u>928,000円</u></td></tr></tbody></table>	区分	報酬又は給料の額	知事	月額 <u>1,244,000円</u>	副知事	月額 <u>928,000円</u>	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>報酬又は給料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>知事</td><td>月額 <u>1,395,000円</u></td></tr><tr><td>副知事</td><td>月額 <u>984,000円</u></td></tr></tbody></table>	区分	報酬又は給料の額	知事	月額 <u>1,395,000円</u>	副知事	月額 <u>984,000円</u>
区分	報酬又は給料の額												
知事	月額 <u>1,244,000円</u>												
副知事	月額 <u>928,000円</u>												
区分	報酬又は給料の額												
知事	月額 <u>1,395,000円</u>												
副知事	月額 <u>984,000円</u>												

	略				略		
	海区漁業調整委員会の委員	会長	月額 <u>45,000円</u>		海区漁業調整委員会の委員	会長	月額 <u>52,000円</u>
		委員	月額 <u>38,000円</u>			委員	月額 <u>45,000円</u>
内水面漁場管理委員会の委員	会長	月額 <u>32,000円</u>	内水面漁場管理委員会の委員	会長	月額 <u>45,000円</u>		
	委員	月額 <u>29,000円</u>		委員	月額 <u>41,000円</u>		
	略				略		

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改	正	後	改	正	前
(知事等の退職手当)			(知事等の退職手当)		
第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日にお			第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日にお		

けるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 知事 100分の50
- (2) 副知事 100分の40
- (3) 出納長 100分の30
- (4) 病院事業の管理者 100分の30
- (5) 常勤の監査委員 100分の20
- (6) 教育長 100分の30

2 略

3 前項の規定による在職期間の計算は、知事等となった日から退職した日までの月数による。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。

けるその者の給料月額に、知事等としての勤続期間に応じ、1月につき100分の30（常勤の監査委員にあっては100分の20）を乗じて得た額とする。

2 略

3 前項の規定による在職期間の計算は、知事等となった日から退職した日までの月数による。この場合において、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(引き続き知事等である者の退職手当の特例)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き第2条の規定による改正前の知事等の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条に掲げる職員である者が施行日以後に退職した場合に支給する退職手当の額は、次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 平成19年4月1日の前日から引き続き知事等である者 次に掲げる額の合計額

ア 平成19年4月までの在職期間について第2条の規定による改正後の知事等の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第

3条第3項の規定により算出した月数に応じ、平成19年4月1日におけるその者の給料月額に、鳥取県知事等の給与及び旅費等に關

する条例附則第5項の規定による改正前の知事等の退職手当に関する条例第3条第1項の規定による支給割合を乗じて得た額

イ 施行日の前日までの在職期間について新条例第3条第3項の規定により算出した月数からアに掲げる月数を控除した月数に応じ、

施行日の前日におけるその者の給料月額に、旧条例第3条第1項の規定による支給割合を乗じて得た額

ウ その者が退職した日までの在職期間について新条例第3条第3項の規定により算出した月数からア及びイに掲げる月数を控除した

月数に応じ、退職した日における給料月額に、同条第1項の規定による支給割合を乗じて得た額

（2） 前号に掲げる者以外の者 次に掲げる額の合計額

ア 施行日の前日までの在職期間について、新条例第3条第3項の規定により算出した月数に応じ、施行日の前日におけるその者の給

料月額に、旧条例第3条第1項の規定による支給割合を乗じて得た額

イ その者が退職した日までの在職期間について新条例第3条第3項の規定により算出した月数からアに掲げる月数を控除した月数に応じ、退職した日における給料月額に、同条第1項の規定による支給割合を乗じて得た額